

宇和島地区広域事務組合特養公表第2号

介護保険施設関係規程の整理等に関する訓令をここに公表する。

令和3年7月26日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合特養訓令第2号

介護保険施設関係規程の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和3年7月26日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

介護保険施設関係規程の整理等に関する訓令

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム光来園運営規程の一部を改正する訓令)

第1条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム光来園運営規程（平成23年特養訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円

4	所得の区分1から3以外の者	1, 445円
---	---------------	---------

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概要	食費の特定負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円 (平成17年9月30日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成12年厚生省告示第63号)における表の下欄の割合が100分の95以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の1日当たりの額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が300円未満であるものにあつては、当該額)
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設光来園運営規程の一部を改正する訓令)

第2条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設光来園運営規程(平成23年特養訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第30条から第37条までを1条ずつ繰り下げ、第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講

じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	1,000円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合デイサービス施設光来園運営規程の一部を改正する訓令)

第3条 宇和島地区広域事務組合デイサービス施設光来園運営規程（平成23年特養訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第25条中「505円」を「530円」に改める。

第33条から第40条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合登録ヘルパー派遣事業所光来園運営規程の一部を改正する訓令)

第4条 宇和島地区広域事務組合登録ヘルパー派遣事業所光来園運営規程（平成23年特養訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第14条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム勝山荘運営規程の一部を改正する訓令)

第5条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム勝山荘運営規程（平成23年特養訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の者等	6 5 0 円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	1, 3 6 0 円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の者等	3 9 0 円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	3 0 0 円 （平成 17 年 9 月 30 日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成 12 年厚生省告示第 63 号）における表の下欄の割合が 100 分の 95 以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が 300 円未満であるものにあつては、当該額）
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1, 4 4 5 円

（宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設勝山荘運営規程の一部を改正する訓令）

第 6 条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設勝山荘運営規程（平成 23 年特養訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条から第 37 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 29 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第 30 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 別表第1中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。
別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	1,000円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合デイサービス施設勝山荘運営規程の一部を改正する訓令)

第7条 宇和島地区広域事務組合デイサービス施設勝山荘運営規程(平成23年特養訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第25条中「505円」を「530円」に改める。

第33条から第40条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム美沼荘運営規程の一部を改正する訓令)

第8条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム美沼荘運営規程(平成23年特養訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円

3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円 (平成17年9月30日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成12年厚生省告示第63号)における表の下欄の割合が100分の95以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の1日当たりの額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が300円未満であるものにあつては、当該額)
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設美沼荘運営規程の一部を改正する訓令)

第9条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設美沼荘運営規程(平成23年特養訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第30条から第37条までを1条ずつ繰り下げ、第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額(日額)
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	1,000円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム古城園運営規程の一部を改正する訓令)

第10条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム古城園運営規程（平成23年特養訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって	1,360円

	て、合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円 (平成 17 年 9 月 30 日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成 12 年厚生省告示第 63 号)における表の下欄の割合が 100 分の 95 以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が 300 円未満であるものにあつては、当該額)
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設古城園運営規程の一部を改正する訓令)

第 11 条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設古城園運営規程(平成 23 年特養訓令第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条から第 37 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第 1 中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額(日額)
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計	1,000円

	所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の者等	
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合デイサービス施設古城園運営規程の一部を改正する訓令)

第12条 宇和島地区広域事務組合デイサービス施設古城園運営規程（平成23年特養訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第25条中「505円」を「530円」に改める。

第33条から第40条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム一本松荘運営規程の一部を改正する訓令)

第13条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム一本松荘運営規程（平成23年特養訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1,392円」を「1,445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円 （平成17年9月30日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成12年厚生省告示第63号）における表の下欄の割合が100分の95以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の1日当たりの額（その額に10円未満の端数が

		あるときは、これを切り捨てるものとする。) が 300 円未満であるものにあつては、当該額)
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1, 4 4 5 円

(宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設一本松荘運営規程の一部を改正する訓令)

第 1 4 条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設一本松荘運営規程 (平成 2 3 年特養訓令第 1 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 0 条から第 3 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 9 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 3 0 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第 1 中「3 8 2 円」を「3 8 5 円」に、「5 0 5 円」を「5 3 0 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額 (日額)
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額+年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の者等	1, 0 0 0 円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額+年金収入額が 120 万円超の者等	1, 3 0 0 円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額+年金収入額が 80 万円以下の者等	6 0 0 円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	3 0 0 円
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1, 4 4 5 円

(宇和島地区広域事務組合デイサービス施設一本松荘運営規程の一部を改正する訓令)

第 1 5 条 宇和島地区広域事務組合デイサービス施設一本松荘運営規程 (平成 2 3 年特養訓令第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「5 0 5 円」を「5 3 0 円」に改める。

第 3 3 条から第 4 0 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 3 3 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講

じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム城辺みしま荘運営規程の一部を改正する訓令)

第16条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム城辺みしま荘運営規程（平成23年特養訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
-------	-----	----------------

1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円 (平成17年9月30日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成12年厚生省告示第63号)における表の下欄の割合が100分の95以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の1日当たりの額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が300円未満であるものにあつては、当該額)
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設城辺みしま荘運営規程の一部を改正する訓令)

第17条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設城辺みしま荘運営規程(平成23年特養訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第30条から第37条までを1条ずつ繰り下げ、第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 別表第1中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。
別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	1,000円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合デイサービス施設城辺みしま荘運営規程の一部を改正する訓令)
第18条 宇和島地区広域事務組合デイサービス施設城辺みしま荘運営規程（平成23年特養訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第25条中「505円」を「530円」に改める。

第33条から第40条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合ケアハウス城辺みしま荘運営規程の一部を改正する訓令)

第19条 宇和島地区広域事務組合ケアハウス城辺みしま荘運営規程（平成25年特養訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第24条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第25条から第31条までを1条ずつ繰り下げ、第24条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第25条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームひろみ奈良の里運営規程の一部を改正する訓令)

第20条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームひろみ奈良の里運営規程（平成23年特養訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の者等	650 円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	1,360 円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の者等	390 円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300 円 （平成 17 年 9 月 30 日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成 12 年厚生省告示第 63 号）における表の下欄の割合が 100 分の 95 以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が 300 円未満であるものにあつては、当該額）
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1,445 円

（宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設ひろみ奈良の里運営規程の一部を改正する訓令）

第 21 条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設ひろみ奈良の里運営規程（平成 23 年特養訓令第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条から第 37 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 29 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第 30 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果

- について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 別表第1中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。
- 別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	1,000円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合デイサービス施設ひろみ奈良の里運営規程の一部を改正する訓令)

第22条 宇和島地区広域事務組合デイサービス施設ひろみ奈良の里運営規程（平成23年特養訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「505円」を「530円」に改める。

第33条から第40条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム柏寿園運営規程の一部を改正する訓令)

第23条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム柏寿園運営規程（平成23年特養訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額 (日額)
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

別表第3を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額 (日額)
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金	390円

	収入額が 80 万円以下の者等	
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円 (平成 17 年 9 月 30 日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成 12 年厚生省告示第 63 号)における表の下欄の割合が 100 分の 95 以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が 300 円未満であるものにあつては、当該額)
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設柏寿園運営規程の一部を改正する訓令)
 第 24 条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設柏寿園運営規程(平成 23 年特養訓令第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条から第 37 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 29 条の次に次の 1 条を加える。
 (虐待の防止)

第 30 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第 1 中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額(日額)
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の者等	1,000円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が 120 万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が 80 万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢	300円

	福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	
4	所得の区分1から3以外の者	1, 445円

(宇和島地区広域事務組合デイサービス施設柏寿園運営規程の一部を改正する訓令)

第25条 宇和島地区広域事務組合デイサービス施設柏寿園運営規程（平成23年特養訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第25条中「505円」を「530円」に改める。

第33条から第40条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム湯乃香荘運営規程の一部を改正する訓令)

第26条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム湯乃香荘運営規程（平成23年特養訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第32条中「定める」を「掲げる」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条から第41条までを1条ずつ繰り下げ、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「1, 392円」を「1, 445円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	650円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計	1, 360円

	所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1,445円

別表第 3 を次のように改める。

食費の特定負担限度額

所得の区分	概 要	食費の特定負担限度額（日額）
1－①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の者等	650円
1－②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の者等	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の者等	390円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円 (平成 17 年 9 月 30 日において廃止前の厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成 12 年厚生省告示第 63 号）における表の下欄の割合が 100 分の 95 以上である者であって、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の 1 日当たりの額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）が 300 円未満であるものにあつては、当該額）
4	所得の区分 1 から 3 以外の者	1,445円

(宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設湯乃香荘運営規程の一部を改正する訓令)

第27条 宇和島地区広域事務組合老人短期入所施設湯乃香荘運営規程（平成23年特養訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第30条から第37条までを1条ずつ繰り下げ、第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第30条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- （2）虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中「382円」を「385円」に、「505円」を「530円」に改める。

別表第2を次のように改める。

食費の負担限度額

所得の区分	概 要	食費の負担限度額（日額）
1-①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の者等	1,000円
1-②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が120万円超の者等	1,300円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の者等	600円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	300円
4	所得の区分1から3以外の者	1,445円

附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。